

# 令和8年度 兵庫県立学校教育用端末貸与のご案内

令和4年度入学生より、学校が推奨する仕様の端末(タブレットやパソコンなど)を各自に用意していた  
だき、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも自身の端末を使って自由に学べる環境づくりを進め  
ています。合わせて一定の要件を満たす世帯に対して購入費等の負担を軽減することを目的とした、端  
末の貸与制度が設けられています。

## 1. 貸与端末について

- 貸与に係る費用は無償です。
- 本制度において貸与されるのは、教育用端末本体です。
- 学習活動以外に使用することは認められません。
- 利用者の故意又は重大な過失によって盗難・破損等の事故による損害が生じた場合は  
利用者の弁償となります。
- 貸与期間は、貸与を受けた日から卒業認定日前3ヶ月以内で学校長が定める日までです。
- 県立学校以外の場所での通信費等は家庭でご負担いただきます。(高校生等奨学給付金  
受給対象者(非課税世帯)については、給付額に通信費相当額が含まれています)
- その他、別紙の遵守事項および Q&A をよくお読みください。

## 2. 申請できる方

県立学校に在籍する生徒のうち、以下のいずれかに該当する方

- 貸与を受けようとする時点で生活保護(生業扶助)を受給している世帯
- 令和6年分保護者等全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額  
が非課税の世帯
- 特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者(令和7年中に家計急変した家庭)

## 3. 申請手続き

### 【申請から貸与までの流れ】

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 3月12～22日 | 申請に必要な書類の確認・準備                   |
| 3月23日    | 申請書類の提出                          |
| 3月26日    | 審査結果の仮通知(3月31日までに届かない場合はご連絡ください) |
| 4月中旬     | 審査結果の本通知・貸与端末の受け渡し               |

### 【提出物】

- ① 県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)  
3月23日の合格者説明会時に事務室または3-1教室にてお受け取りください
- ② 添付書類  
世帯状況によって異なりますので、提出書類チェックリストを参考にご準備ください
- ③ 審査結果の仮通知送料として110円分の切手

### 【提出先】

兵庫県立香寺高等学校 事務室 (お問合せは079-232-0048まで)  
上記3点を合格者説明会後に事務室窓口までお持ちください

---

\*兵庫県高等学校教育振興会では、奨学資金貸与申込者に対して端末購入費の加算をする制度が設けられており、上記  
端末貸与の要件に満たない場合でも、奨学資金を受けられる可能性があります。(奨学資金は返還が必要です。)  
詳細は、兵庫県高等学校教育振興会(TEL.078-361-6640)へお問い合わせください。

## 県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項

- 1 被貸与者（保護者等）及び利用者（生徒）は、その貸与を受けた時から貸与物品（端末及びその付属品をいう。以下同じ。）について保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 被貸与者及び利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
  - (3) 貸与物品に装飾のほか、分解改造を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
  - (5) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (6) その他教育用端末の貸与の目的に反すること。
- 3 被貸与者及び利用者は、教育企画課長又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 4 貸与物品を用いたデータ等の送受信について、被貸与者の責任において行うこと。
- 5 必要に応じて、教育企画課長又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 6 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
  - (1) 在籍する県立学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
  - (2) 学校内で利用する校内LANを利用したインターネット通信以外のインターネット通信に係る経費
- 7 被貸与者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届を学校長に提出しなければならない。また、その事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸与を受けていたものと同等の機器（プレインストールソフト等含む）の現品又は学校から示された代替機器等の購入等にかかる費用を弁償しなければならない。
- 8 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中であっても、教育企画課長または学校長は、貸与物品において特別な事情が生じたときは、貸与の決定を取り消すものとする。
- 11 被貸与者は、兵庫県立学校教育用端末貸与規程第7条により学校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 12 被貸与者は、貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 13 被貸与者は、貸与物品を、返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。

## 兵庫県立学校教育用端末貸与についてのQ&A

<b>Q1</b>	<b>この制度で貸与される範囲はどこまでなのか？</b>
A 1	教育用端末（タブレットやパソコンなど）本体のみです。 貸与後、学校指定のソフトは自動的に設定されますが、それ以外の有料アプリをインストールする場合は、各自でご負担いただきます。 また、学校以外での通信料、充電にかかる費用等も各自でご負担ください。
<b>Q2</b>	<b>「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」とは？</b>
A 2	「所得課税証明書」に記載の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が、保護者全員0円の世帯のこと。 提出書類チェックリスト下部にある「見本」をご参考ください。
<b>Q3</b>	<b>所得課税証明書は誰の分を提出するのか？</b>
A 3	保護者等全員分です。（保護者等に収入がない場合も、非課税証明書を提出してください。）  例①父・母・兄・祖父・生徒本人の5人家族（親権者は父母）の場合 ⇒父と母の課税証明書を提出してください。 兄や祖父に収入があっても、親権者である父母の2名分で判定します。  例②母・兄・祖父・生徒本人の4人家族（親権者は母）の場合 ⇒母の課税証明書のみ提出してください。 例①同様、兄や祖父に収入があっても、親権者である母の所得のみで判定します。  ※保護者等とは、基本的には親権者を指します。親権者がいない場合、未成年後見人や主たる生計維持者となります。 提出書類チェックリストに世帯状況ごとに必要な書類を記載しているので、詳しくはそちらをご確認ください。
<b>Q4</b>	<b>就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーで認定できないのか？</b>
A 4	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、限定的に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定して利用することができると定められています。そのため、就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーの情報は、それ以外の事務では利用できません。
<b>Q5</b>	<b>「その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者」とは、どのような事情の場合か？</b>
A 5	令和7年1月1日から入学までの間に、保護者の離職や収入減などで家計が急変した場合などです。 令和6年分の課税証明書には、令和6年中の収入状況が記載されているため、令和7年1月1日以降の収入状況が分かりません。 そのため、家計急変理由にあわせて書類を提出いただき、「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか、所得の判定をします。  その他、特別な事情がある場合には学校へご相談ください。
<b>Q6</b>	<b>A5の家計急変による「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」は、どのように判定するのか？</b>
A 6	提出書類チェックリスト<家計急変用>に記載の書類を提出していただきます。 提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を計算し、その金額が「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか審査します。  (非課税世帯に相当する世帯の収入は以下のとおりです。) 2人世帯：2,044,000円未満、3人世帯：2,216,000円未満、4人世帯：2,716,000円未満、 5人世帯：3,216,000円未満、6人世帯：3,704,000円未満、7人世帯：4,140,000円未満
<b>Q7</b>	<b>貸与が認められた後に非課税世帯ではなくなった場合、返却しなければいけないのか？</b>
A 7	収入の確認は申請時の一度きりですので、貸与後に収入が増加しても、基本的には返却を求めることはありません。
<b>Q8</b>	<b>入学時に貸与が認められなかった場合、今後収入が減っても申請できないのか？</b>
A 8	家計が急変した場合や、令和7年度以降の所得課税証明書で非課税となった場合は申請が可能です。 その際は、学校へご相談ください。
<b>Q9</b>	<b>塾の配信動画を視聴するなど、学校での学習以外に使用してもよいのか？</b>
A 9	学習活動での使用は認めます。ただし、それにかかる費用（通信費、有料アプリのインストール等）は各自でご負担ください。また、返却時には個人で追加したアプリ等はすべて削除していただきます。
<b>Q10</b>	<b>利用者の責任となる「故意又は重大な過失」とは、どのような状況か？</b>
A 10	不安定な場所に置いたために落下・破損した場合、浴室に持ち入り水没した場合、貸与端末を用いて他者に危害を加えようとした場合など、少し注意すれば回避できるにもかかわらず、何も対処せず破損したというような状況です。 故意や過失にかかわらず、破損した場合はすみやかに学校へ報告し、学校の指示に従ってください。

# 提出書類チェックリスト【生業扶助・非課税用】

## (1) 生業扶助受給世帯

世帯状況	チェック欄	提出書類
貸与を受けようとする時点で、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助が措置されている。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 3月現在の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6）または福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書</li> </ul> <p style="color: red;">貸与決定者は入学後、4月1日現在の証明書を再提出</p>

## (2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯

世帯状況	チェック欄	提出書類
親権者が2名である。（両親）	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 親権者2名の課税証明書等</li> </ul>
親権者が1名である。（離婚、死別等） 親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 親権者1名の課税証明書等</li> </ul>
親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	
未成年後見人が選任されている。 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 未成年後見人の課税証明書等（全員分）</li> </ul>
未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）が存在する。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 主たる生計維持者の課税証明書等</li> </ul>
未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> <li>・ 生徒本人の課税証明書等</li> </ul>
所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）</li> </ul>

(注意事項) 課税証明書等は、令和6年分のもを提出してください。

令和7年度(令和6年分)のもの

令和7年度

市民税・県民税課税証明書

見本

住所	〇〇市〇〇丁目〇-〇		
氏名	〇〇 〇〇		
賦課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇		

令和〇年度		所得控除の内訳	課税標準額
(給与収入)	×××円		
給与所得	×××円	社会保険料控除	×××円
(公的年金収入)	×××円	生命保険料控除	×××円
雑所得	×××円	扶養控除	×××円
不動産所得	×××円	基礎控除	×××円
株式等譲渡所得	×××円	所得控除計	×××円
合計所得金額	×××円	**以下余白**	
**以下余白**			

課税標準額		年税額	
総所得金額	×××円	税額控除(市民税)	×××円
株式等譲渡所得	×××円	税額控除(県民税)	×××円
年税額		均等割(市民税)	×××円
		均等割(県民税)	×××円
		所得割(市民税)	0円
		所得割(県民税)	0円

**道府県民税所得割  
市町村民税所得割  
ともに「0円」**

控配	扶養人数				障害			本人		
	老人	特定	老人(内同胞)	16歳未満	特別(内同胞)	その他	特別障害	その他	寡婦(夫)	勤労学生
	人	人	人	人	人	人	人			

※市町村によって所得課税証明書の様式は異なります。

# 提出書類チェックリスト【家計急変用】

世帯状況		チェック欄	提出書類
親権者がいる	親権者が2名である。(両親)	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)</li> <li>親権者2名の課税証明書等</li> <li>家計急変についての申立書(様式7)</li> <li>親権者2名の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>
	親権者が1名である。(離婚、死別等) 親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)</li> <li>親権者1名の課税証明書等</li> <li>家計急変についての申立書(様式7)</li> <li>親権者1名の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権者1名の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>
親権者がいない	未成年後見人が選任されている。 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)</li> <li>未成年後見人の課税証明書等(全員分)</li> <li>家計急変についての申立書(様式7)</li> <li>未成年後見人の家計急変後の収入状況確認書類(全員分)(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>
	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)が存在する。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)</li> <li>主たる生計維持者の課税証明書等</li> <li>家計急変についての申立書(様式7)</li> <li>主たる生計維持者の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)</li> <li>生徒本人の課税証明書等</li> <li>家計急変についての申立書(様式7)</li> <li>生徒本人の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等)</li> </ul>

(注意事項) 課税証明書等は、令和6年分のもを提出してください。

令和7年度(令和6年分)のもの

令和7年度

市民税・県民税課税証明書

見本

住所	〇〇市〇〇丁目〇-〇		
氏名	〇〇 〇〇		
賦課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇		

令和〇年度		所得控除の内訳		課税標準額			
所得の内訳	(給与収入)	×××円	所得控除の内訳	医療費控除	×××円	課税標準額	
	給与所得	×××円		社会保険料控除	×××円		総所得金額
	(公的年金収入)	×××円		生命保険料控除	×××円	株式等譲渡所得	×××円
	雑所得	×××円		扶養控除	×××円	年税額	
	不動産所得	×××円		基礎控除	×××円	税額控除(市民税)	×××円
	株式等譲渡所得	×××円		所得控除計	×××円	税額控除(県民税)	×××円
	合計所得金額	×××円		**以下余白**		均等割(市民税)	×××円
**以下余白**		**以下余白**				均等割(県民税)	×××円
		<b>道府県民税所得割 市町村民税所得割 ともに「0円」</b>				所得割(市民税)	0円
						所得割(県民税)	0円

控配	扶養人数				障害			本人		
	老人	特定	老人(内回廊)	16歳未満	特別(内回廊)	その他	特別障害	その他	寡婦(夫)	勤労学生
	人	人	人	人	人	人				

※市町村によって所得課税証明書の様式は異なります。

県立学校教育用端末貸与申請書

令和 年 月 日

兵庫県教育委員会事務局教育企画課長 様

県立学校教育用端末貸与規程第5条の規定により、県立学校教育用端末等の貸与を申請します。貸与を受けた場合は、別紙「県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項」を遵守します。

1. 申請者

申請者 (保護者等)	ふりがな 名 前 ※署名は本人が行うこと
学 校 名	兵庫県立香寺高等学校
利 用 者 ( 生 徒 )	
住 所	〒 ー
電 話 番 号	

2. 添付書類

以下のとおり、書類を添付します。

(該当する□のいずれかに✓を入れ、必要書類を添付してください。)

- 貸与を受けようとする時点で生活保護（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している。

〔添付書類〕生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6）  
または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

- 保護者等全員の令和6年分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である。

〔添付書類〕保護者等全員の所得課税証明書

(提出される保護者等の名前・生徒との続柄を以下に記入してください。)

名前	続柄	名前	続柄

- 定時制高等学校教科書給与事業の対象者

〔添付書類〕定時制高等学校教科書給与事業における給与申請書一式

- その他 (以下に理由を記入してください。)

[ ]

※場合によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

3. 確認事項 (次の事項を確認の上、□に✓を記入してください。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

学校記入欄

端末管理番号	受付年月日	確認	返却年月日	確認

第6号様式

生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 年 月 日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給世帯であることを証明する。

世帯主名前	住所		
世帯員名前			
名 前	続 柄	生 年 月 日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 県立学校教育用端末貸与手続きのため			
備考			

※福祉事務所等が発行する「生活保護受給証明書」により、貸与を受けようとする時点の「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を可とする。

第7号様式

令和 年 月 日

兵庫県立 学校長 様

家計急変についての申立書

このたび、下記のとおり家計急変の事由が生じ、経済的に困難な状況になりましたので、関係書類を提出し、県立学校教育用端末の貸与申請をします。

申請者名前

[世帯人数： 人]

1 家計急変の対象となる保護者等	生徒との続柄		名前	
2 家計急変前の職業等				
3 事実発生時期				
4 家計急変の事由				
5 家計急変後の状況等 (家計急変の発生時期から申請日現在まで)				
6 添付書類 (家計急変後の収入状況確認書類)				
親権者 1 続柄( ) 名前( )		給与支払見込証明書 (給与所得者)		
		収入申告書 (事業所得者等)		
		離職票・解雇通知書・廃業等届出		
		その他 ( )		
親権者 2 続柄( ) 名前( )		給与支払見込証明書 (給与所得者)		
		収入申告書 (事業所得者等)		
		離職票・解雇通知書・廃業等届出		
		その他 ( )		

※家計急変の対象とならない方の親権者も提出が必要です。

(以下は申請者記入不要)

家計急変判定

収入判定	親権者 1	円
	親権者 2	円
	計	円
認定	可 ・ 不可	
備考		

(参考) 非課税に相当する世帯

世帯人数	基準額
2人	2,044,000円 (寡婦(夫))
3人	2,216,000円未満
4人	2,716,000円未満
5人	3,216,000円未満
6人	3,704,000円未満
7人	4,140,000円未満

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県立 □□高等 学校長 様

## 家計急変についての申立書

このたび、下記のとおり家計急変の事由が生じ、経済的に困難な状況になりましたので、関係書類を提出し、県立学校生徒用貸与端末の申請をします。

## 同一生計の人数を記入

例：自宅外通学をしている子がいるが、その子の生活費や学費等を申請者が負担している場合、その子も含まれます。

申請者名前 兵庫 太郎

[世帯人数： 4 人]

1	家計急変の対象となる保護者等	生徒との 続柄	母	名前	兵庫 花子
2	家計急変前の職業等	(株)○○○商店勤務			
3	事実発生時期	令和7年7月			
4	家計急変の事由	店舗閉鎖のため離職			
5	家計急変後の状況等 (家計急変の発生時期から申請日現在まで)				
母花子は、離職後仕事を探していますが、現在まで無職無収入です。 父太郎は、引き続き(株)△△にて就業しています。					
6	添付書類 (家計急変後の収入状況確認書類)				
親権者 1 続柄( 父 ) 名前( 兵庫太郎 )	<input type="radio"/>	給与支払見込証明書 (給与所得者)			
		収入申告書 (事業所得者等)			
		離職票・解雇通知書・廃業等届出			
		その他 ( )			
親権者 2 続柄( 母 ) 名前( 兵庫花子 )		給与支払見込証明書 (給与所得者)			
		収入申告書 (事業所得者等)			
	<input checked="" type="radio"/>	離職票 解雇通知書・廃業等届出			
		その他 ( )			

※家計急変の対象とならない方の親権者も提出が必要です。

(以下は申請者記入不要)

## 家計急変判定

収入判定	親権者 1	円
	親権者 2	円
	計	円
認定	可 ・ 不可	
備考		

## (参考) 非課税に相当する世帯

世帯人数		基準額
世帯	2人	2,044,000円 (寡婦(夫))
	3人	2,216,000円未満
	4人	2,716,000円未満
	5人	3,216,000円未満
	6人	3,704,000円未満
	7人	4,140,000円未満

# 給与支払見込証明書

住所 .....

名前 .....

給与減少発生年月		年 月					
給  与	直 近 3 ヶ 月 間 の 月 収	年 月分					円
		年 月分					円
		年 月分					円
等	今後1年間の 賞与、臨時 手当等の額					円	
	今後1年間の 収入見込額	年 月から 12ヶ月間 (1年間)				円	
扶 養 家 族 控 除 申 告 書	名 前	続柄	年齢	名 前	続柄	年齢	

上記の者は、本事業所に勤務しており、今後1年間の収入見込額は、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

事業所所在地 .....

事業所名 .....

代表者名 ..... 印

電 話 (            )            - .....

(注) 「今後1年間の収入見込額」の欄には、賞与、臨時手当等も含めて記入してください。  
 所得税法上非課税となる通勤に要する手当は含めないでください。

# 収入申告書

年 月 日

様

申告者住所

申告者名

収入について、下記のとおり申告します。

1 収入の種別（すべての収入について、具体的に記入してください。）

（例）事業収入・〇〇商店経営

2 収入の状況

（単位：円）

区 分	当月分	前 3 ヶ 月 分		
		月分	月分	月分
収入総額 A				
内 訳				
必要経費総額 B				
内 訳				
差引手取収入 A-B				

※以下は日給及び時間給等で給与証明のとれない人のみ記入してください。

働いた日数				
1日平均働いた時間				
主な収入先				

注1 この用紙は、事業所等に所属しておらず、給与支払見込証明書を提出できない場合にのみ使用してください。

注2 事業収入の場合控除できるものは一般に、原材料費、仕込代、店舗の家賃、地代、交通費等ですが、業種により状況が異なりますので具体的に記入してください。

# 給与支払見込証明書及び収入申告書について

家計急変についての申立書の添付書類として、給与支払見込証明書または収入申告書を使用する場合は、給与所得者の方は「給与支払見込証明書」、事業所得者の方は「収入申告書」を提出してください。

給与支払見込証明書

住 所 \_\_\_\_\_  
名 前 \_\_\_\_\_

給与減少発生前		年 月	
給 与	直近3ヶ月間の月取	年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
等	今後1年間の賞与、臨時手当等の額		円
	今後1年間の収入見込額	年 月から 12ヶ月間(1年間)	円

扶養家族控除申告書	名 前	続柄	年齢	名 前	続柄	年齢

上記の者は、本事業所に勤務しており、今後1年間の収入見込額は、上記のとおりであることを証明します。  
年 月 日

事業所所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 ( ) - \_\_\_\_\_

(注) 「今後1年間の収入見込額」の欄には、賞与、臨時手当等も含めて記入してください。所得税法上非課税となる通勤に要する手当は含めないでください。

**【給与支払証明書】**

- ・給与所得者の方はこちらを提出してください。
- ・ご自身で記入せず、お勤め先にて証明を受けてください。

**【収入申告書】**

- ・事業所得者の方はこちらを提出してください。

収入申告書

年 月 日

様 \_\_\_\_\_

申告者住所 \_\_\_\_\_  
申告者名 \_\_\_\_\_

収入について、下記のとおり申告します。

1 収入の種別（すべての収入について、具体的に記入してください。）

〔 (例) 事業収入・〇〇商店経営 〕

2 収入の状況 (単位:円)

区 分	当 月 分	前 3 ヶ 月 分		
		月 分	月 分	月 分
収入総額 A				
内 訳				
必要経費総額 B				
内 訳				
差引手取収入 A-B				

※以下は日給及び時間給等で給与証明のとれない人のみ記入してください。

働いた日数			
1日平均働いた時間			
主な収入先			

注1 この用紙は、事業所等に所属しておらず、給与支払見込証明書を提出できない場合にのみ使用してください。  
注2 事業収入の場合控除できるものは一般に、原材料費、仕込代、店舗の家賃、地代、交通費等ですが、業種により状況が異なりますので具体的に記入してください。